

特別区職員経験者採用試験・選考における 受験資格の改正について（案）

1 趣旨

経験者採用試験・選考においては、特に一般技術系職種及び福祉系職種で受験者数が低迷しており、有為な人材の確保に支障が生じている。

今後、特別区が求める人材の質と量を満たす経験者採用を実施していくため、他団体の状況等も踏まえ、経験者採用試験・選考の受験資格について見直しを行う。

2 内容

一般技術系職種及び福祉系職種において、1つの民間企業等での継続した4年以上の経験を求める条件を削除する。なお、詳細は別紙とする。

3 適用時期

令和5年度の試験・選考から実施する。

別紙

職種	採用区分	経験及び資格・免許	
		現行	改正後
福祉系	福祉	<p>A（1級職）　社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する者又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者で、民間企業等における業務従事歴が、試験受験日の属する年度の末日において、直近10年中4年以上あるもの。</p> <p>業務従事歴は、社会福祉士若しくは児童指導員の資格を取得した後又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けた後に、当該職種に関係のある業務に従事した期間とする。また、<u>1つの民間企業等での継続した4年以上の経験を有すること。</u></p>	<p>社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する者又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者で、民間企業等における業務従事歴が、試験受験日の属する年度の末日において、直近10年中4年以上あるもの。</p> <p>業務従事歴は、社会福祉士若しくは児童指導員の資格を取得した後又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けた後に、当該職種に関係のある業務に従事した期間とし、<u>1年以上の期間について、複数のものを通算できる。</u></p>
		<p>B（主任）　社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する者又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者で、民間企業等における業務従事歴が、選考受験日の属する年度の末日において、直近14年中8年以上あるもの。</p> <p>業務従事歴は、社会福祉士若しくは児童指導員の資格を取得した後又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けた後に、当該職種に関係のある業務に従事した期間とし、<u>1年以上の期間について、複数のものを通算できる。ただし、そのうち1か所について連続4年以上の経験を有すること。</u></p>	<p>社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する者又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者で、民間企業等における業務従事歴が、選考受験日の属する年度の末日において、直近14年中8年以上あるもの。</p> <p>業務従事歴は、社会福祉士若しくは児童指導員の資格を取得した後又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けた後に、当該職種に関係のある業務に従事した期間とし、<u>1年以上の期間について、複数のものを通算できる。</u></p>
一般技術系	土木造園建築機械電気	<p>A（1級職）　民間企業等における業務従事歴が、試験受験日の属する年度の末日において、直近10年中4年以上ある者。</p> <p>業務従事歴は、当該職種に関係のあるものとする。また、<u>1つの民間企業等での継続した4年以上の経験を有すること。</u></p>	<p>民間企業等における業務従事歴が、試験受験日の属する年度の末日において、直近10年中4年以上ある者。</p> <p>業務従事歴は、当該職種に関係のあるものとし、<u>1年以上の期間について、複数のものを通算できる。</u></p>
		<p>B（主任）　民間企業等における業務従事歴が、選考受験日の属する年度の末日において、直近14年中8年以上ある者。</p> <p>業務従事歴は、当該職種に関係のあるものとし、<u>1年以上の期間について、複数のものを通算できる。ただし、そのうち1か所について連続4年以上の経験を有すること。</u></p> <p>なお、機械については、ボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は最高使用圧力が98キロパスカル以上の燃料電池設備の工事、維持又は運用に従事した期間が2年以上あること。電気については、第三種電気主任技術者の免状（第一種又は第二種同免状でも可）を有すること。</p>	<p>民間企業等における業務従事歴が、選考受験日の属する年度の末日において、直近14年中8年以上ある者。</p> <p>業務従事歴は、当該職種に関係のあるものとし、<u>1年以上の期間について、複数のものを通算できる。</u></p> <p>なお、機械については、ボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は最高使用圧力が98キロパスカル以上の燃料電池設備の工事、維持又は運用に従事した期間が2年以上あること。電気については、第三種電気主任技術者の免状（第一種又は第二種同免状でも可）を有すること。</p>

※ 下線部は、今回の見直し箇所